

(議案その二)

令和五年六月

定例島根県議会議案(条例)

## 次の議案別紙のとおり提出します。

令和5年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

第74号議案	特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
第75号議案	知事等の給与の特例に関する条例 .....	2
第76号議案	特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例 .....	4
第77号議案	特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例 .....	6
第78号議案	特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例 .....	8
第79号議案	特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 .....	10
第80号議案	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	13
第81号議案	警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 .....	14

第82号議案	島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
第83号議案	島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	16
第84号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	17

第74号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年4月29日」を「令和9年4月29日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第75号議案

### 知事等の給与の特例に関する条例

#### (知事の給与の特例)

第1条 知事の給料の月額は、この条例の施行の日(第4条第1号において「施行日」という。)から令和9年4月29日までの間(次条及び第3条において「特例期間」という。)において、特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号。以下この条及び次条において「特別職給与条例」という。)第2条第3項の規定にかかわらず、特別職給与条例第1号表に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

#### (副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例)

第2条 副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、特別職給与条例第2条第3項の規定にかかわらず、特別職給与条例第1号表に定める額から当該額に、副知事にあつては100分の8を、教育長及び常勤の監査委員にあつては100分の6を、それぞれ乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

#### (病院事業管理者の給与の特例)

第3条 病院事業管理者の給料の月額は、特例期間において、島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

#### (期末手当の特例)

第4条 知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者の令和5年12月に支給する期末手当の額は、特別職の職員に対する期末手当の支給に関す

る条例（昭和30年島根県条例第23号）第2条及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

(1) 令和5年4月30日から施行日の前日までの期間（次号において「調整期間」という。）について支給された給与の額

(2) 調整期間について前3条の規定を適用するものとした場合に支給されることとなる給与の額

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（知事等の給与の特例に関する条例の廃止）

2 知事等の給与の特例に関する条例（令和元年島根県条例第4号）は、廃止する。

## 第76号議案

### 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。次条第1項において同じ。）により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (防疫作業等従事手当の特例)

第2条 職員（地方警察職員を除く。）が、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。この場合において、職員の特殊勤務手当に関する条例第17条の規定は、適用しない。

2 前項の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

#### (人事委員会規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の廃止)

2 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（令和2年島根県条例第34号）は、廃止する。



## 第77号議案

### 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）第21条第2項及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第19条第2項の規定に基づき、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（教育委員会規則で定めるものに限る。）をいう。次条及び第3条第1項において同じ。）により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下この条及び第3条第1項において「教職員」という。）の特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (特殊勤務手当の種類)

第2条 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の種類は、防疫作業等従事手当とする。

#### (防疫作業等従事手当)

第3条 教職員が、特定新型インフルエンザ等から幼児、児童又は生徒の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって教育委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

#### (教育委員会規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

2 前項の定めをするときは、教育委員会は、あらかじめ人事委員会と協議するものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止 )

2 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例 ( 令和 2 年島根県条例第42号 ) は、廃止する。

## 第78号議案

### 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。次条及び第3条第1項において同じ。）により生じた事態に対処するための地方警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に規定する地方警察職員をいう。以下この条及び第3条第1項において「職員」という。）の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (特殊勤務手当の種類)

第2条 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の種類は、防疫作業等従事手当とする。

#### (防疫作業等従事手当)

第3条 職員が、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

#### (人事委員会規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員  
の特殊勤務手当に関する条例の廃止 )

2 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員  
の特殊勤務手当に関する条例 ( 令和 2 年島根県条例第37号 ) は、廃止する。

## 第79号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を  
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「離島振興対策実施地域」という。）の次に「のうち同法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域（以下この条において「産業振興促進区域」という。）」を加え、「第2条第37号」を「第2条第36号」に、「離島振興法省令第2条第1号イに規定する期間内に、」を「当該離島振興対策実施地域の公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下この条において同じ。）から令和7年3月31日までの間に、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する」に改め、「受ける設備」の次に「（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区（以下この条において「過疎地区」という。）内において営む同法第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備を除く。）」を加え、同項第2号中「（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「離島振興対策実施地域内」を「離島振興対策実施地域のうち産業振興促進区域内」に改め、「薪炭製造業」の次に「（過疎地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」を加える。

第4条中「半島振興法第17条各号」を「同法第17条各号」に、「半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「半島振興法省令」という。）第1条第1号に規定する期間内」を「当該認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から令和7年3月31日までの間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当

該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に改め、「受ける設備」の次に「(同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む同法第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備を除く。)」を加え、「が半島振興法省令」を「が半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下この条において「半島振興法省令」という。)」に改め、同条第2号中「当該認定産業振興促進計画の計画期間(以下この条において「計画期間」という。)」を「当該計画期間」に改める。

第7条第1項中「第6条の3第14項」を「第6条の3第19項」に、「過疎法省令第1条第1号イに規定する期間内」を「過疎法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間」に改め、同条第2項中「過疎地域として公示のあった日」を「当該過疎地域の公示の日」に改める。

第8条中「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号。以下「原発等立地地域振興法省令」という。)第1条に規定する期間内に、同条」を「当該原子力発電施設等立地地域の公示の日から令和7年3月31日までの間に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号。以下この条において「原発等立地地域振興法省令」という。)第1条」に改める。

第9条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例(次項において「旧条例」という。)第1条の2に規定する離島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は通算親法人若しくは当該通算親法人による通算完全支配関係にある通算子法人が、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第4条に規定する認定産業振興促進計画の区域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は通算親法人若しくは当該通算親法人による通算完全支配関係にある通算子法人が、施行日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

## 第80号議案

### 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「もの」の次に「又は同項第2号の業務」を加える。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（警衛警護等手当の内払）

- 2 この条例による改正前の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第20条の規定により令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に地方警察職員に支給された警衛警護等手当のうち、改正後の条例第20条第1項第2号の業務に係るものは、同条の規定による警衛警護等手当の内払とみなす。



第81号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の39の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同表の49の項の15中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第82号議案

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準  
を定める条例（平成24年島根県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「歩行者又は自転車」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔  
操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道  
路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自  
転車をいう。）及び自転車」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第83号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 矢原川発電所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県公営企業の設置等に関する条例の規定は、令和5年7月1日から適用する。

## 第84号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を  
改正する条例

( 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 )

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条、第29条及び第37条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第45条第2項中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「構造改革特区省令」を「内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令(令和5年内閣府令第43号。第81条及び第88条において「構造改革特区府令」に改める。

第48条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第58条及び第67条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第81条中「構造改革特区省令第3条各号」を「構造改革特区府令第2条各号」に改める。

第82条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第88条中「構造改革特区省令第3条各号」を「構造改革特区府令第2条各号」に改める。

第94条及び第102条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

( 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部改正)

第2条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第6条第1項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「第5条第1項の」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「第44条第1項の」の次に「こども家庭庁長官及び」を加え、同条第2項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「第44条第2項の」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第51条第1項第4号中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第56条第2項及び第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第80条第1項第2号ア及び第84条第4項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第105条第4項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「別に」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第114条第3項中「基準省令」を「基準命令」に改め、「第127条第3項の」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第146条第4項、第157条第5項、第157条の2及び第172条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第201条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条の22、第202条第2項及び第206条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

附則第2条第1項第1号及び第4条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

附則第5条第1項及び第2項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第8条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「指定障害福祉サービス基準省令」を「指定障害福祉サービス基準命令」に改める。

第6条第1項第1号中「以下「児童福祉施設基準省令」を「次号において

「児童福祉施設基準府令」に改め、同項第 2 号中「児童福祉施設基準省令」を「児童福祉施設基準府令」に改め、同条第 2 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第 9 項中「入所して」を「通所して」に改める。

第 7 条第 9 項中「入所して」を「通所して」に改める。

第 24 条第 4 項中「以下「指定通所支援基準省令」を「第 61 条第 4 項及び第 83 条第 5 項において「指定通所支援基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 55 条の 2 及び第 55 条の 4 第 1 号中「指定障害福祉サービス基準省令」を「指定障害福祉サービス基準命令」に改める。

第 55 条の 6 第 3 項及び第 57 条第 4 項中「入所して」を「通所して」に改める。

第 61 条第 4 項中「指定通所支援基準省令」を「指定通所支援基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 83 条第 5 項中「指定通所支援基準省令」を「指定通所支援基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則第 2 条中「指定障害福祉サービス基準省令」を「指定障害福祉サービス基準命令」に改める。

( 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 )

第 5 条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号中「以下「児童福祉施設基準省令」を「第 6 号において「児童福祉施設基準府令」に改め、同項第 6 号中「児童福祉施設基準省令」を「児童福祉施設基準府令」に改める。

第 18 条第 4 項中「以下「指定障害児入所施設等基準省令」を「第 32 条において「指定障害児入所施設等基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第32条第1項中「指定障害児入所施設等基準省令」を「指定障害児入所施設等基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

( 島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正 )

第6条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年島根県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

( 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正 )

第7条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和5年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第4項」を「以下この項及び附則第4項」に改め、「第41条の2」の次に「(新指定通所支援基準条例第55条の5、第55条の9、第65条、第72条、第72条の2、第72条の6、第72条の14及び第80条において準用する場合を含む。)」を、「第38条の2」の次に「(同条例第58条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第4項中「第41条の3第2項」の次に「(新指定通所支援基準条例第55条の5、第55条の9、第65条、第72条、第72条の2及び第72条の6において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。